平成２９年（フ）第２４９号
茨城県那珂市額田南郷2211番地13
債務者　小室　匡史
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７６号
茨城県水戸市見川２丁目９番地の２　矢代ハイツ104号
債務者　大内　立子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３１７号
相模原市南区相南１丁目24番５－405号、申立時の住所相模原市南区東林間６丁目23番６号　ユニハウス201
債務者　伊藤　孝生
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４４号
相模原市中央区上溝1864番地１　ハンプトンコート203
債務者　杉崎　　崇
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４６号
相模原市南区栄町14番34号　コーポしずか103、申立時の住所相模原市南区下溝2055番地みどり荘Ｂ－105
債務者　岡崎　雪美
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４７号
相模原市南区東林間４丁目37番18号　グレースガーデン105
債務者　中山美紀子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２４９号
静岡県沼津市吉田町21番33号　東栄マンション101、前住所静岡県伊東市寿町２番12号　ツチヤアパート201号
債務者　伊藤　千春
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
静岡県伊東市玖須美元和田726番地の97
債務者　渡部　裕太
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７０６号
堺市南区竹城台１丁２番16－103号
債務者　原田　智子（旧姓増永）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７０７号
堺市南区竹城台１丁２番16－103号
債務者　原田　　幸
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
和歌山県田辺市中芳養3228番地
債務者　田中　幸宏
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第４２号
和歌山県日高郡みなべ町東吉田10番地２
債務者　山中　　愛（旧姓植西・稲葭・山本）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１４号
和歌山県御坊市湯川町富安1839番地２、前住所和歌山県御坊市湯川町丸山901番地
債務者　青木　冬馬
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第２６号
広島県三次市吉舎町吉舎1562番地４
債務者　吉川　幸一
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１８７号
香川県高松市宮脇町２丁目17番７号
債務者　大島　淳子（旧姓江幡）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８９７号
福岡市南区清水３丁目20番10号、申立時の住所福岡市南区長住３丁目40番307号
債務者　椎野　英樹
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部